

金融系外国企業等拠点設立補助金 利用案内

1. はじめに

本補助金は、金融系外国企業等(*)が大阪市内に新たな事業所を設置するに際し、事前調査及び新たな事業所の設置（以下、「拠点設立」という）に必要な経費の一部を支援するものです。

*フィンテックに関する事業（AI、ブロックチェーンなど IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業）又は投資運用業、投資助言・代理業その他資産運用に関連する事業のうち、大阪府知事が適当と認めた事業（以下、「金融系事業」という）を営む内国会社又は外国会社

2. 補助対象事業者について

交付対象者の主な要件は下記のとおりです。（その他いくつか要件があります）

- ・ 「事前調査」又は「拠点設立」を行うより前に、「国際金融ワンストップサポートセンター大阪」（以下「サポートセンター」という。）及び大阪府・大阪市に本補助金交付の相談（以下「事前相談」という。）を行っていること。
- ・ 相談を行う時点で、大阪府内に事業所を有していないこと。
- ・ 申請日から遡って過去 2 年の間に、外国会社の場合は本社所在国において、内国会社の場合は日本国内において事業実績がある会社として、大阪府知事が適当と認めた会社であること。
- ・ 事前相談後に、「事前調査」又は「拠点設立」に要する契約を行っており、かつ当該契約に係る費用の支出が全て又は一部完了していること。（大阪市内に拠点を設立する際に、金融系事業と他の事業を同時に行う場合も対象です。）
- ・ 「事前調査」の場合、申請日より 1 年以内を目途に大阪市内で拠点設立を行う意欲を有していること。
- ・ 「拠点設立」の場合、申請時には拠点設立の（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。
 - (1) 金融系事業を営むための事業所として使用する施設を確保していること。
 - (2) 商業登記法又は会社法に基づく登記を行っていること。
 - (3) 当該事業所の業務に必要な常時勤務を行う従業者（新たに 1 人以上常時雇用）を確保していること。
 - (4) 金融系事業を開始していること。なお、開始にあたり金融商品取引業等のライセンス取得が必要な場合においては、当該ライセンスの取得を行っていること。

3. 補助対象経費について

- ◇ 事前調査 事業所の賃借料／事業所の賃借に係る初期費用
- ◇ 拠点設立 事業所の賃借料／事業所の賃借に係る初期費用／事業所で必要となる器具備品等購入費用／事業所設置に関する専門家への相談費用／人材採用に係る費用

※補助対象経費について、官公署に支払う費用及び他の公的補助金等の対象経費とされたものは除きます。

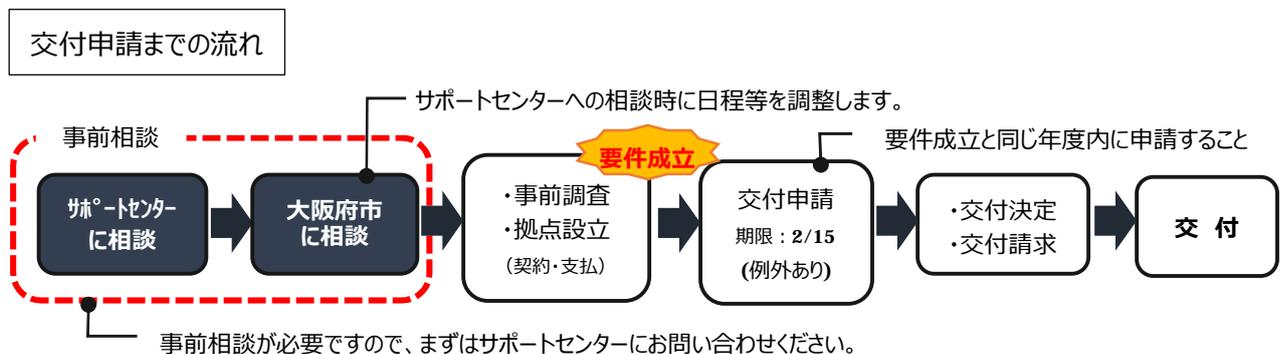
※事前相談日以降で、補助金を申請する年度の4月1日から補助金の交付申請日又は1月31日のいずれか早い日までの間に支出済みである経費に限ります。

4. 補助金額について

- ◇ 事前調査 補助対象経費の合計額、**110万円**を上限
- ◇ 拠点設立 補助対象経費の合計額の**1/2,1,000万円**を上限
 - ※ いずれも消費税額及び地方消費税額を除き、千円未満の端数は切り上げます。
 - ※ 同一企業が事前調査及び拠点設立の補助金を利用可能です。

5. 交付申請について

交付申請の流れは下記のとおりです。なお、交付申請は1事業者につき、1回限りといたします。



6. 補助金の支払いについて

補助金は、円で交付します。補助対象経費を外国通貨で支払った場合の為替レートは、当該補助対象経費の支払日又は知事が適切と認める日の府の指定金融機関の電信売買相場の仲値（外国為替公示相場）を適用し円で交付いたします。

※1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

7. 注意事項

- ・ 拠点設立の場合、補助金の交付を受けた事業者は、交付決定日から起算して2年間は、大阪市内で事業を継続しなければなりません。
- ・ 当該期間中は、毎年交付決定日の同一日から3か月以内に事業活動報告書を提出する必要があります。
- ・ 事業継続義務に違反した場合等、補助金の交付決定を取り消した際には、補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。
- ・ 補助金の交付を受けた場合、事業者の名称、代表者名、補助内容等を公表することがありますのでご了承ください。

本補助金に関するお問い合わせ先： 国際金融ワンストップサポートセンター大阪

(平日 9 時から 12 時、13 時から 17 時 30 分まで ※土日・祝日及び年未年始を除く)

- 電話番号：06-6136-3524
- メールアドレス：f-onestop@global-financial-city-osaka.jp